

1 県民に寄り添う県政めざして知事の政治姿勢を問う

(1) 原爆投下から80年——核兵器のない平和な世界をめざして

①昨年末に日本原水爆被害者団体連絡協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞し、自らの体験を語る90歳を超える被爆者の熱い訴えに感動しました。今年は広島・長崎への原爆投下から80年の節目の年にあたり、是非、知事をお願いしたいことが2つあります。ひとつは「宮城県原爆被害者の会（はぎの会）」が行う原爆死没者追悼平和祈念式典に、今年は知事が参加していただきたい。もうひとつは、広島・長崎で開催される原爆死没者慰霊の平和祈念式典に全国知事会を代表して参加されてはいかがでしょうか。合わせてお答えください。

「世界中の子どもたちに戦争も核兵器もない平和な世界を手渡したい」、知事も同じ思いでしょう。是非、参加を検討していただきたいと思います。

(2) 人口減少対策について

1) 社会全体で支える宮城の子ども・子育てについて

②知事は、「新・宮城の将来ビジョン」で政策推進の4本柱の1つに、「社会全体で支える宮城の子ども・子育て」を加えましたが、結果が出ているとはいえません。宮城県の2023年の合計特殊出生率は1.07と5年続けて過去最低を記録し、全国ワースト3位です。また、県民意識調査では、「子ども・子育てを社会全体で切れ目なく応援する環境をつくる」が新ビジョンを開始した21年度以降、3年間ずっと「不満群」の第一位でした。

知事は「人口減少社会」を口実にして、水道事業コンセッションや、病院の統廃合、県営住宅の廃止などを打ち出し、県民の不安を募らせてきましたが、多くの県民に届く子育て支援策が乏しいのではないのでしょうか。人口減少対策が最重要課題と言うのであれば、教育や子育て支援に思い切って予算を投入し、本気になって取り組むべきだと思いますが、いかがですか。

③来年度の子育て支援に係る予算案は、「最重要課題」という割に、率直に言って「チマチマした予算」と言わざるをえません。知事、「国がやること」と言って教育や福祉を後回しにする姿勢を改めて、財政力指数全国13位にふさわしく、「子育てするなら宮城県で」と言ってもらえる県政に転換すべきです。

第1に、子ども医療費助成は、仙台市が18歳まで拡充することになり、2026年度から宮城県の全ての市町村が18歳まで無料となります。県の2分の1の支援も就学前から18歳まで拡充することを求めます。

第2に、保護者からの要望が強い学校給食無償化に、国待ちにならず県としても踏み出すべきです。県が応援すれば、市町村は更に、子育て支援の拡充を図ることができます。

第3に、宮城県の私立高校経常費助成単価は2024年度35万8497円で、東北平均を約1万2千円下回り東北最低です。少なくとも1万円以上の引き上げを求めます。

第4に、「統計でみる都道府県のすがた2024」によりますと、22年度の教員1人あたりの児童・生徒数は、小学校・高校が東北一、中学校が2番目に東北で教員の負担が重い県となっています。20年度の児童・生徒1人あたりの教育費は、小・中・高校全て東北で最低です。一人ひとりの子ども達に寄り添った教育を行うために、喫緊の課題となっている配当定数を割る教員の未配置を年間通して解消し、抜本的に教員の増員とそのための教育予算の拡充を進めるべきです。

以上4点についてお答えください。

2) 安定した雇用の実現に向けて

④人口減少対策のもう一つの柱は、結婚して子どもを産み育てられる安定した雇用の実現です。

総務省の就業構造基本調査によりますと、2022年の宮城県の非正規雇用率は35.1%で、非正規雇用者数は36万3600人に上ります。特に女性の非正規雇用率は50.8%と半数を超えています。2023年賃金構造基本統計調査によりますと、宮城県の男性の月額賃金は31万7300円に対して女性は24万1600円で男性の76.1%です。また、総合政策課の資料によると、宮城県は大学卒業・就職により一気に県外への転出が増え、女性はその後も転出超過が続くとしています。

宮城県内で雇用の安定を図るためには、県内企業において「正社員があたりまえ」という大きな流れを作ること、特に、女性の正社員募集と企業内での登用の加速、男女の賃金格差の是正等、ジェンダー平等の視点も含めて企業に働きかけることが必要だと思いますが、知事の見解を伺います。

3) 県庁から改革を

⑤県庁から雇用の改革が必要です。会計年度任用職員は女性が多く、消費者生活相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの専門職が多いのが特徴です。昨年6月に総務省から出された事務処理マニュアルの改正で、再度の任用は2回までとされていた更新回数の上限撤廃について、各自治体で定めることができるようになりました。昨年9月議会で、ふなやま議員の質問に対して、総務部長は「他の自治体の動向や上限撤廃による効果及び課題を見極めながら、適切に対応してまいります」と答えています。改めて会計年度任用職員の更新回数の上限撤廃を求めます。その後の検討状況も合わせてお答えください。

⑥私は自治体で働く30代男性の会計年度任用職員から、「3年間働くとまた他の自治体を探して働くという繰り返しで、いつも雇用は不安定で賃金も低く、結婚もできない。将来に全く希望が持てない」という声をいただいています。勤務実績なども考慮した採用試験を行うなど、希望する会計年度任用職員の正職員への道をつくることを

求めます。いかがですか。

(3) 大企業優遇の県政から中小企業応援の県政へ

⑦宮城県は、2023 年度までに企業立地奨励金の累計で半額を超える 159 億円をトヨタ及びトヨタ関連企業に交付し、広域防災拠点事業では J R 貨物に 353 億円の移転補償費を支払い、水道事業コンセッションではメタウォーターやヴェオリアなどの水メジャーやオリックス・日立製作所などの大企業等で構成したグループに運営権を売却するなど、大企業優遇の政策を進めてきました。今は、一度失敗した半導体企業の誘致に執着しています。

しかし、宮城県の企業の 99.8%が中小企業であり、従業員数の 86.1%が中小企業で働き、地域経済を支えています。今、中小企業は原材料やエネルギー価格の高騰分を価格に転嫁できず、賃上げが物価高騰に追いつかず、人手の確保にも苦慮しています。そして今回の当初予算の農林水産業の予算は一般会計歳出合計のわずか 4.6%に過ぎません。

大企業応援の政治を、中小企業・小規模事業者、そして農林水産業をしっかり支える県政に転換すべきです。いかがですか。

1) 物価高騰に苦しむ中小業者に賃上げの直接支援を

⑧こうした中、岩手県では 2023 年 12 月補正で、「岩手県物価高騰対策賃上げ支援金」事業を打ち出しました。時給 50 円以上の賃上げを 1 年間継続して実施することを条件に、従業員一人あたり 5 万円、最大 100 万円・20 人分を支給するもので、事業費は 21 億円、財源は一般財源が 14 億 6400 万円余、地方創生臨時交付金が 6 億 3500 万円余です。岩手県庁に問い合わせたところ、24 年度の支給件数は 2889 件、支給人数は 2 万 313 人、支給額は 10 億 1565 万円でした。

更に、岩手県は 24 年 12 月補正予算で「賃上げ支援金」の継続を決めました。今度は、時給 60 円以上の賃上げを条件に、従業員 1 人あたり 6 万円、最大 50 人分・300 万円に拡充しました。中小業者の皆さんから「制度の継続は大歓迎だ。また利用したい」と期待の声があがっています。

知事、中小企業は利益幅が小さく、赤字企業も多い中、自己努力だけでは賃上げは難しいのが実態です。物価高騰は今後も続きます。岩手県などの先行事例を研究し、宮城県も賃上げ支援を行うことを求めます。その上で、中小企業への恒常的な賃金の直接支援を是非、国に要望していただきたい。合わせてお答えください。

(4) 障害のある人もない人も安心して暮らせる宮城へ

1) 旧優生保護法被害者の最後の一人まで補償金を届けよ

⑨村井知事は 2 月 12 日に、旧優生保護法の下、強制不妊手術を受けた被害者等と面会し謝罪しました。宮城県は「愛の 10 万人運動」で音頭をとり、全国 2 番目の被害者数となった県です。二度とこのような人権侵害を許さないために、障害者差別と優

生思想の根絶に向けてしっかりと取り組む知事の決意を伺います。お答えください。

⑩被害者に「補償金のお知らせ」をどのように行うのか伺います。記者会見で知事は、一時金の申請をしている方には通知する、氏名と住所を把握できる方には市町村に確認して対応すると話していました。

宮城県は 2018 年に担当課の皆さんが大変なご苦勞をされて、県の公文書館や市町村、病院、障害者施設等を調査し、旧優生保護法に基づく書類から 900 人のお名前を確認し、更にその他の書類から判明した方もいらっしゃいました。

そこでおたずねします。

第 1 に、一時金の申請をした方は何人いるのか？

第 2 に、お名前や住所がわかる方については、市町村と確認後、山形県のように、被害者一人一人について県の担当者が施設等を訪問して施設長と相談を重ねながらご本人やご家族と面談するなどの丁寧な取組みが必要だと思うが、宮城県はどのように対応するのか？

第 3 に、宮城県の旧優生保護法の被害者数は、当時の厚生省の統計によると 1406 人に上ります。最後の一人まで補償金を届けられるよう、引き続き調査を行い、しっかりと対応すべきだがどうか。

第 4 に、こうした丁寧な取組みを長期間進めるための特別体制が必要と考えるがどうか。以上、4 点についてお答えください。

2) 障害者医療費助成制度を現物給付へ

⑪障害者団体や塩釜地域 2 市 3 町の首長で構成する塩釜地区広域行政連絡協議会から、宮城県の障害者医療費助成制度を「償還払い」から、窓口無料の「現物給付」に変えてほしいという要望が毎年、出されています。

24 年 4 月 1 日時点の埼玉県の調査によりますと、全国の障害者医療費助成制度は、現物給付が 24 都道府県、現物・償還併用が 16 県、自動償還払いが 2 県、償還払いが 5 県で宮城県が入っています。知事は最後の 1 県になるまで県民の願いに背を向け続けるのでしょうか。東北で償還払いは宮城県だけです。

20 年 2 月の市町村意向調査では、現物給付を望む市町村は 17 市町村（49%）ですが、「国庫負担減額措置の 2 分の 1 を県が負担する場合」は 22 市町村（63%）が現物給付と回答しています。

市町村とよく話し合って、県が国庫負担減額措置の 2 分の 1 を負担して 1 日も早く現物給付・窓口無料とすることを求めます。そして全国知事会や市長会、町村長会と連携して、国庫負担減額措置の廃止を国に強く求めるべきです。合わせてお答えください。

2 4 病院再編について

(1) 県立精神医療センターの名取での建替えと労災病院について

①精神医療センターの名取での建替えが決まって本当に良かった。前回の知事選公約に富谷での合築移転を表明してから3年2か月にわたり混乱を招いたのは、精神医療について理解をしているとはいいがたい知事が、当事者である患者さんや、現場をよく知る精神医療センターの職員を蔑ろにして強行しようとしたことが最大の問題だったと思います。知事は大いに反省するべきですが、知事の認識を伺います。

②これを繰り返さないためには、障がい者権利条約の“私たち抜きに私たちのことを決めるな”を堅持して、今後の土地の選定や設計・建設に至る全ての過程に、患者さんや現場の病院職員などの参加を位置づけて意見を聞き、適宜、精神保健福祉審議会にはかることが大切だと思いますが、知事、いかがですか。

③新病院建設用地は、宮城県及び宮城県立病院機構の土地——現精神医療センター、精神医療センターグラウンド、精神医療センター作業地、現がんセンター、旧高等看護学校の5か所を対象に検討するということでした。精神医療センターは、老朽化が著しく、個室不足の解消やバリアフリー化、思春期病棟の改善など療養環境の整備はまったなしだと言われており、早期の建替えが求められていました。用地選定の基準とそのためのプロセスはどのように考えているのか、お答えください。

④共産党県議団は、1月27日に精神医療センターを訪問して懇談してきました。課題となっていた身体合併症の対応について、現在、総合診療医が東北大学から2週に1回、放射線技師はがんセンターから毎日来てもらっているとのことでした。角藤院長は「総合診療医には最低でも毎週来てもらいたい」と話していました。

県立精神医療センターは、県内の精神医療の基幹病院です。総合診療医の体制強化と放射線技師の常勤配置を政策医療として位置づけ、県の責任で配置すべきと考えますが、いかがですか。また、夜間の急を要する対応は、仙台市立病院や国立医療センター等との連携体制の強化に県も力を尽くすことを求めます。お答えください。

⑤次に、東北労災病院について伺います。精神保健福祉審議会に出された資料では、「県北部の患者の精神科医療に対応するために必要な機能を富谷市に整備」とありますが、具体的にどういうことかお答えください。

⑥県と労働者健康安全機構との協議は、「来年度に持ち越す」とされていますが、2023年2月20日に締結した「協議確認書」は、あくまで「移転合築に向けた」ものであり、移転合築がなくなった今、前提が失われています。来年度に協議を持ち越さず、「協議確認書」は解除することを、知事、決断すべきです。いかがですか。

(2) 県立がんセンターと仙台赤十字病院の統合について

共産党県議団はそもそも統合に反対で、仙台赤十字病院の八木山地区での建替えと

県立がんセンターの存続を求める立場ですが、事態が進む中で危惧するいくつかの点について伺います。

⑦党県議団は、1月23日に県立がんセンターを訪問し懇談を行ってきました。総長は「新病院の診療の目玉はがん医療」だと話していましたが、同行した共産党の名取市議によると、名取市長は「ことわらない救急医療を行う総合病院が来る」と市議会に説明しているということです。新病院のコンセプトに大きなギャップがあることがわかりました。

がんセンターの看護師さんからは、「緊急度と重症度が高い救急医療と、一人一人の患者のニーズに応じて最適な医療を提供し、苦痛や不安を和らげる『緩和ケア』を行うがん医療は両立するのか」と不安の声があがっています。どのように答えますか？伺います。

⑧新病院の基本構想には研究所がありません。県立がんセンターは、研究所があることで医療と研究一体で医師を確保・育成し、がん医療の水準を高めてきました。知事は県立がんセンターの研究所をどのように評価しているのか、お答えください。また、研究所をなくして、がん医療を担う医師の確保・育成や医療の質向上に支障を来すことはないのか伺います。

⑨次に、八木山地区の今後の医療体制について伺います。

昨年4月27日の東北工業大学八木山キャンパスで開催された住民説明会で、県は、「八木山地区の医療体制をどうするのかといったことについては、今後とも検討を進めながらしっかりと説明できるよう努める」と答えています。あれから10か月近く経ちますが、どのような検討を行ってきたのか、また、いつ八木山地区の住民や仙台赤十字病院の患者さん等に説明するのかお答えください。

3 「保険料水準の統一」は国保税（料）引上げの道

(1) 保険料水準の統一で何が起こるか？

宮城県は、2026年度から各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない「納付金ベースの統一」を実施し、2030年度から同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする「完全統一」を目標としつつ、遅くとも2033年度までの実現をめざすとしています。

そもそも国民健康保険は、年金者や非正規労働者など低所得者が多く、宮城県の法定軽減世帯の割合は6割を超えています。そして国保は、保険料が労使折半となる社会保険に比べて倍近く負担が重い。

宮城県の各市町村は、2018年度の国保都道府県単位化後、高い国保税を下げるために国保の財政調整基金を投入してきましたが、基金は枯渇してきています。今後、2026年度の「納付金レベルの統一」——すなわち市町村の実際の保険料率を県が示す標準保険料率にしていくために、今、多くの市町村が国保税の引上げを迫られています。

例えば塩釜市の場合、給与収入 380 万円の 1 人世帯の国保税は、現在 310,900 円ですが、県が示す保険料率になると 382,886 円と 7 万円以上の引上げとなります。

医療費の増加と被保険者数の減少が続く中、その後も更に国保税（料）は上がると思われま

①国保の保険料水準の統一は、そもそも高い国保税を更に引上げ、物価高騰の中、生活への打撃がますます大きくなると思いますが、知事の認識を伺います。

②高い国保税の更なる値上げをくい止め、むしろ引き下げることが必要です。全国知事会や市長会、町村会なども、毎年、国庫負担割合の引上げを国に要望し続けています。知事、全国知事会がかつて提言したように、全国知事会長として改めて、「公費 1 兆円を投入して協会けんぽ並みにすること」を国に強く求めていただきたい。いかがですか。

また、来年度国保税の引上げを抑えるために、県としてどのような手立てを打つかお答えください。

③保険料水準の統一は国保税が上がるだけではありません。住民の暮らしを守るために各市町村が行ってきた災害や病気・失業・収入減・低所得・子どもの均等割などの独自減免が、「完全統一」の名で平準化され、現在より後退する自治体も出てくるのではないかと危惧されますが、いかがですか。

(2) 都道府県と市町村をがんじがらめにする保険者努力支援制度

2,018 年度の都道府県単位化から本格実施されたとんでもない制度が「保険者努力支援制度」です。以下 2 点について伺います。

④都道府県単位化前、市町村は国保会計が赤字になるときは、一般会計から繰り入れて補填してきました。今も一般会計からの法定外繰入は法的には問題ないとされています。ところが保険者努力支援制度により、一般会計から法定外繰入をしていない市町村には国の交付金が増える一方で、繰入をした市町村は交付金が減らされる。更に繰入をした市町村があると都道府県への交付金も減額するしくみを作りました。よって県は厳重な市町村監視役となり、市町村は一般会計からの繰入はできず、国保税引き上げを迫られることとなります。

県や市町村をがんじがらめにして住民に国保税値上げを強いる保険者努力支援制度のしくみについて、知事の見解を伺います。

⑤厚労省は、18 歳未満への子ども医療費助成を独自に行う市町村に国庫負担減額措置（ペナルティ）を講じてきました。これに対して住民運動や全国知事会などがペナルティ廃止を国に要望してきました。その結果、政府が 2023 年 12 月 22 日に閣議決定した「こども未来戦略」に基づき、2024 年 4 月 1 日から、18 歳未満までペナルティが廃止されました。

ところが喜んだのも束の間、厚労省は直後の6月26日付けの「令和7年度保険者努力支援制度」の通知で、子ども医療費の外来医療費を無償化せず自己負担を設けている市町村や、R6年度に一部でも窓口負担を復活させた市町村に交付金を増やす措置を示したのです。これは、長年の住民の願いにも市町村の努力にも逆行するもので、全く許しがたい行為です。

交付金を使って子ども医療費助成の窓口負担無償化に圧力をかけることは地方自治の侵害であり、村井知事は知事会の会長として国に抗議し、このしくみを直ちにやめるよう国に強く要請することを求めます。お答えください。

(3) 10割負担の「特別療養費」について

⑥国民の反対の声が強い中、厚労省は昨年12月2日から保険証の新規発行を停止しました。これに伴い、短期保険証と資格証明書が廃止され、医療費の自己負担割合が10割となる特別療養費の「事前通知」のしくみが始まりました。1年間の長期滞納者が対象とされています。厚労省の通知にあるように機械的に事前通知をするのではなく、滞納者には訪問等で仕事や家庭の状況をつかみ、病気や失業、収入減、低所得など特別な事情がある場合は減免の対象とする、生活困窮者は福祉と連携するなどの対応を行うよう、県として市町村にしっかりと周知徹底するとともに、適宜、チェックすることを求めます。いかがですか。

尚、市町村における窓口一部負担金及び保険料の減免実施率が、仙台市の「低所得減免」等を除くと低い実態です。市町村の独自減免の拡大や、住民への周知を求めます。お答えください。

4 女川原発の乾式貯蔵施設について

女川原発で使用済み核燃料を保管する乾式貯蔵施設の設置について伺います。

①最初に、女川原発の乾式貯蔵施設について、①規制委員会の「許可」はどのような経過を経ていつ頃決まるのか、②知事は東北電力との安全協定に基づく「了解」をどのようなプロセスで、何を基準に判断するのか、③判断の前に、県民の意見を聞くことは考えていないのか、以上3点についてお答えください。

②6月議会の一般質問で、「乾式貯蔵施設は『一時的に貯蔵する施設』ということだが、何年間貯蔵して、どこに搬出するのか」という私の質問に対して、復興・危機管理部長は、「一時的なもの」としか言えず、搬出先は「これまでに搬出実績のある国内外の再処理事業者」と答えました。11月15日に、「ストップ！女川原発 みやぎ女性議員有志の会」で東北電力と懇談し、同じ質問をすると、東北電力は「まだ決めていない」と回答しました。

知事、こんな見通しのない回答では「一時的」ですむとは誰も思いません。女川に長期保管されて、使用済み核燃料の最終保管場所になってしまうのではないかと

う危惧は消えません。乾式貯蔵施設での保管が「一時的」だという保証がどこにあるのかご説明ください。

③日本原燃は8月29日に、六ヶ所村・再処理工場の27回目の工事延期を表明しました。今、全国で乾式貯蔵施設や中間貯蔵施設の建設が一気に進んでいるのは、再処理工場の見通しがたっていないからです。

知事は、「原子力政策は国策」だと逃げますが、知事にはそこに住んでいる住民の命や健康、財産を守る責任があります。「使用済み核燃料の行き先も時期もはっきりしない乾式貯蔵施設の設置は認められない」と東北電力にきっぱりと言うべきではありませんか。お答えください。

④もうひとつ6月議会で私は、乾式貯蔵施設について県が住民説明会を開催するよう求めました。復興・危機管理部長は「東北電力に地元住民への丁寧な説明を行うよう求める」と回答しました。

確かに東北電力は各戸訪問して住民と会い、パンフレットなどを配ったようです。ところが、女川町議2名が行ったアンケート調査、187人の回答は次のような結果でした。

乾式貯蔵施設の計画については52%が「分からない」と回答、施設設置への賛否は64%が「反対」で「賛成」は15%でした。「一時保管」の説明については68%が「あいまいで決まっていないことが多すぎる」と答え、東北電力による説明会の実施は68%が「必要」、住民投票には60%が「必要」と答えました。

知事、これではとても住民の理解が得られているとは言えません。改めて、東北電力に住民説明会を行うよう県が要請することを求めます。いかがですか。

⑤乾式貯蔵施設は核燃料プールが満杯となる中で、原発を長期にわたって運転するために設置するものです。これ以上、使用済み核燃料を増やさず、女川を最終保管場所にしないために、知事は乾式貯蔵施設について不同意とし、女川原発2号機は停止するよう東北電力に要請すべきです。お答えください。最後に、3号機の再稼働などをもってのほかだと申し上げて、壇上からの質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

9642 字